

自己資本の充実の状況

単 体

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズにこたえるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和8年3月末における当会の自己資本比率は15.67%となりました。

自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は、会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

項 目	内 容	
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	1,227億円(前年度1,227億円)

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

具体的には、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するとともに、自己資本比率が一定水準を下回る場合には、対処方針を検討し、対応する体制を構築しています。

当会にとってのリスク管理は、当会の経営の安全性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持するために、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、許容できるレベルまで調整し、そのために必要な

施策を行うこと」であり、また、金融機関の負っているリスクが多様化・複雑化している金融環境下では、個々のリスク特性に応じた個別リスク管理は当然のこととして、様々な特性を持つ諸リスクを対象として網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要であると認識しています。

このような認識のもと、具体的な取組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能な信用リスク及び市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)については、VaR(バリュアットリスク)等によるリスクの計量化を行っています。計量化したリスクについては、統合した上で自己資本(経営体力)を基準にして設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

また、極めて急激な市場変動が生じた場合を仮定したストレステストを実施し、自己資本の充実度を評価しています。

1 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	261,174	262,645
うち、出資金及び資本準備金の額	161,302	161,302
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	104,378	105,436
うち、外部流出予定額 (△)	4,505	4,093
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,477	7,619
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,477	7,619
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	268,652	270,264
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	244	315
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	244	315
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	244	315
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	268,408	269,948
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,725,665	1,699,978
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	19,773	22,034
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,745,439	1,722,013
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.37	15.67

- ※ 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILM については、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

ごあいさつ

JAバンク
静岡とは

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

2 自己資本の充実度に関する事項

〈信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
J Aバンク 静岡とは	現金	6,055	—	—	5,400	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	417,183	—	—	428,736	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	53,043	120	4	52,386	—	—
	国際決済銀行等向け	1,712	—	—	1,854	—	—
	我が国の地方公共団体向け	45,205	—	—	63,458	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	3,874	774	30
	国際開発銀行向け	6,883	—	—	12,097	372	14
	地方公共団体金融機構向け	1,000	100	4	1,000	100	4
	我が国の政府関係機関向け	9,935	1,242	49	11,438	1,392	55
	地方三公社向け	1,174	0	0	984	0	0
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,461,351	495,145	19,805	2,225,943	446,782	17,871
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	6,401	2,870	114	2,103	681	27
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	522,642	273,996	10,959	557,547	285,718	11,428
	中堅中小企業等向け及び個人向け	17,081	14,182	567	15,686	13,008	520
	不動産関連向け	2,506	2,596	103	3,408	3,887	155
	（うち自己居住用不動産等向け）	112	66	2	85	49	1
	（うち賃貸用不動産向け）	295	222	8	280	236	9
	（うち事業用不動産関連向け）	2,098	2,308	92	3,043	3,601	144
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5,826	975	39	5,445	1,211	48
当会の考え方	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	3	3	0	2	2	0
	取立未済手形	25	5	0	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	246	24	0	201	20	0
	株式等	11,770	11,752	470	11,899	15,456	618
	上記以外	291,806	713,140	28,525	286,286	700,381	28,015
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	10,119	25,299	1,011	5,306	13,267	530
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	264,669	661,674	26,466	264,667	661,668	26,466
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	3,551	8,877	355	3,590	8,975	359
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	7,644	11,467	458	7,495	11,243	449
	（うち上記以外のエクスポージャー）	5,820	5,820	232	5,226	5,226	209
業務のご案内	証券化	38,377	7,648	305	34,360	6,821	272
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	38,377	7,648	305	34,360	6,821	272
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	264,984	204,380	8,175	304,286	223,853	8,954
	（うちルックスルー方式）	264,984	204,380	8,175	304,286	223,853	8,954
業 績	標準的手法を適用するエクスポージャー計	4,158,816	1,725,314	69,012	4,026,304	1,699,785	67,991
	CVAリスク相当額 ÷ 8%（簡便法）	—	351	14	—	193	7
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	4,158,816	1,725,665	69,026	4,026,304	1,699,978	67,999
自己資本の状況	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		19,773		790	22,034		881
組 織	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		1,745,439		69,817	1,722,013		68,880
ご 案 内							
索 引							

〈オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要〉

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,773	22,034
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	790	881
BI	13,182	14,689
BIC	1,581	1,762

- ※ 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制として、信用リスク管理に関する規定類を整備し、適切に管理しています。

与信審査については、フロントオフィスを担う融資部門から独立した審査部門を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、個別の与信限度額管理、大口与信先の信用状況のモニタリング、資産査定における第二次査定の実施を通して、デフォルト等に伴う損失の発生を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っています。また、上記に加え、リスク管理部門において貸出金に有価証券等を含めた総合与信額についても限度額管理を行うとともに、格付別及び業種別の与信状況をモニタリングし、与信集中状況についても管理しています。

また、信用リスクについては、VaR等によるリスク量の計測を行い、市場リスクと統合した上で、リスク許容量による管理を実践しています。上記のモニタリングの状況、当会が保有するリスク量、リスク内容については、原則四半期ごとに開催されるリスク管理委員会にて協議・報告され、対処方針が決定されています。

当会における貸倒引当金の計上については、「資産の償却・引当要領」等に基づき次のとおり行っています。

資産の評価は担当部署が行い、この資産査定の結果を踏

まえ、資産査定統括部署が償却・引当額の妥当性についての検討・取りまとめを行い、償却引当実施部署へ報告すること、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。また、償却・引当の結果については、経営管理委員会、理事会等へ報告しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

※ 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

① 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内	3,750,567	523,893	616,611	—	5,830	3,568,943	525,731	653,639	—	5,447
国 外	104,733	—	104,733	—	—	118,713	—	118,713	—	—
地域別残高計	3,855,301	523,893	721,345	—	5,830	3,687,657	525,731	772,353	—	5,447

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
法人	農業	2,593	2,593	—	—	516	2,811	2,811	—	—	468
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	142,317	81,536	55,479	—	3,472	156,716	90,564	60,721	—	3,224
	鉱業	1,260	1,260	—	—	—	1,260	1,260	—	—	—
	建設・不動産業	90,337	79,254	10,616	—	51	93,406	81,370	11,516	—	48
	電気・ガス・熱供給・水道業	37,538	27,323	9,890	—	—	38,084	27,865	9,894	—	—
	運輸・通信業	47,879	36,390	9,712	—	20	48,581	34,032	12,924	—	20
	金融・保険業	2,768,689	93,061	89,975	—	—	2,549,798	90,883	92,590	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	216,351	201,634	13,708	—	1,765	210,224	196,194	13,020	—	1,682
	日本国政府・地方公共団体	462,388	—	462,388	—	—	492,195	—	492,195	—	—
	上記以外	69,709	—	69,573	—	—	85,040	—	79,489	—	—
個 人		838	838	—	—	3	749	749	—	—	2
その他		15,396	—	—	—	—	8,786	—	—	—	—
業種別残高計		3,855,301	523,893	721,345	—	5,830	3,687,657	525,731	772,353	—	5,447

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1年以下	2,522,876	118,897	42,359	—	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	193,037	99,295	93,742	—	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	285,877	170,402	115,474	—	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	134,968	64,216	70,751	—	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	242,886	45,602	197,283	—	—	—	—	—	—	—
10年超	227,156	25,424	201,732	—	—	—	—	—	—	—
期限の定めのないもの	248,497	53	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別残高計	3,855,301	523,893	721,345	—	—	—	—	—	—	—

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2.「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 4.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

2 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	723	584	—	723	584	584	558	—	584	558
個別貸倒引当金	6,075	4,496	33	6,024	4,514	4,514	4,130	8	4,496	4,140

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和6年度						令和7年度					
		期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国	内	6,075	4,496	33	6,024	4,514		4,514	4,130	8	4,496	4,140	
国	外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		6,075	4,496	33	6,024	4,514		4,514	4,130	8	4,496	4,140	
法人	農業	410	467	－	410	467	－	467	431	－	467	431	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	3,010	2,872	7	3,002	2,872	－	2,872	2,693	－	2,872	2,693	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・ 不動産業	47	38	－	47	38	－	38	35	－	38	35	－
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	12	12	－	12	12	－	12	12	－	12	12	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	2,595	1,105	25	2,551	1,124	－	1,124	957	8	1,105	967	－
	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	個人	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別計		6,075	4,496	33	6,024	4,514	－	4,514	4,130	8	4,496	4,140	－

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

ごあいさつ

静岡県とは
JAバンク

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	6,055	－	6,055	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	417,183	－	417,183	－	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	53,043	－	53,043	－	120	0
国際決済銀行等向け	0	1,712	－	1,712	－	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	45,205	－	45,205	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	6,883	－	6,883	－	0	0
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,000	－	1,000	－	100	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	9,895	100	9,895	40	1,242	13
地方三公社向け	20	1,174	－	1,174	－	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	2,436,076	61,875	2,434,399	25,275	495,145	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	6,401	－	6,401	－	2,870	45
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	521,133	3,246	519,935	1,314	273,996	53
(うち特定貸付債権向け)	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人	45～100	15,926	2,102	15,544	1,134	14,182	85
(うちトラザクター向け)	45	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	20～150	2,506	－	2,503	－	2,596	104
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	112	－	112	－	66	59
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	295	－	293	－	222	76
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	2,098	－	2,098	－	2,308	110
(うちその他不動産関連向け)	60	－	－	－	－	－	－
(うちADC 向け)	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	1,302	48	1,284	27	975	74
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	3	－	3	－	3	100
取立未済手形	20	25	－	25	－	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	246	－	246	－	24	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	11,752	－	11,752	－	11,752	100
上記以外	100～1250	291,806	0	291,806	0	713,140	244
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	－	－	－	－	－	－
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	10,119	－	10,119	－	25,299	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー)	250	264,669	－	264,669	－	661,674	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部 分に係るエクスポージャー)	250	3,551	－	3,551	－	8,877	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	－	－	－	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係るその他 外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	7,644	－	7,644	－	11,467	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	5,820	0	5,820	0	5,820	100
証券化	－	38,377	－	38,377	－	7,648	20
(うちSTC 要件適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うち短期STC 要件適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うち不良債権証券化適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	－	38,377	－	38,377	－	7,648	20
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	264,984	－	264,984	－	204,380	77
未決済取引	－					－	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額(△)	－					－	
合計(信用リスク・アセットの額)	－					1,725,314	

ごあいさつ

JAバンク
静岡とは

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

(単位:百万円)

項 目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	5,400	—	5,400	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	428,736	—	428,736	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	52,386	—	52,386	—	0	0
国際決済銀行等向け	0	1,854	—	1,854	—	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	63,458	—	63,458	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	3,874	—	3,874	—	774	20
国際開発銀行向け	0～150	12,097	—	12,097	—	372	3
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,000	—	1,000	—	100	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	11,398	100	11,398	40	1,392	12
地方三公社向け	20	984	—	984	—	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	2,200,757	61,786	2,199,216	25,186	446,782	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	2,103	—	2,103	—	681	32
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	551,247	7,771	549,832	6,292	285,718	51
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人	45～100	14,607	1,843	14,283	1,061	13,008	85
（うちトラザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	3,408	—	3,305	—	3,887	118
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	85	—	85	—	49	58
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	280	—	276	—	236	85
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	3,043	—	2,942	—	3,601	122
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC 向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	1,299	45	1,211	15	1,211	99
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	2	—	2	—	2	100
取立未済手形	20	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0～10	201	—	201	—	20	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	11,889	—	11,889	—	15,456	130
上記以外	100～1250	286,286	0	286,286	0	700,381	245
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	5,306	—	5,306	—	13,267	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	264,667	—	264,667	—	661,668	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部 分に係るエクスポージャー）	250	3,590	—	3,590	—	8,975	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係るその他 外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	7,495	—	7,495	—	11,243	150
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	5,226	0	5,226	0	5,226	100
証券化	—	34,360	—	34,360	—	6,821	20
（うちSTC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	34,360	—	34,360	—	6,821	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	304,286	—	304,286	—	223,853	74
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					1,699,785	

ごあいさつ

静岡 J
岡 A
とは バ
ンク当会
の考
え方業務
のこ
案内業
績自己
資本
の状
況組
織こ
案
内索
引

4 ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度							
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)							合計
	0%	20%	50%	100%	150%	その他		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	417,183	—	—	—	—	—	—	417,183
外国の中央政府及び中央銀行向け	51,842	—	—	—	—	1,201	—	53,043
国際決済銀行等向け	1,712	—	—	—	—	—	—	1,712

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	45,205	—	—	—	—	—	—	45,205
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,000	—	—	—	—	—	1,000
我が国の政府関係機関向け	—	7,450	2,485	—	—	—	—	9,935
地方三公社向け	641	—	—	—	—	—	532	1,174

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	6,883	—	—	—	—	—	—	6,883

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,435,564	18,105	—	4,999	—	—	—	1,004	2,459,674
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	500	901	—	4,999	—	—	—	—	6,401

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	154,906	236,581	11,444	—	—	115,009	—	—	3,306	521,249
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	11,752	—	—	11,752

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	241	212	16,226	16,679
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	2	—	—	0	—	57	1	50	—	—	112
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	284	—	8	—	—	293
うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	2,098	—	—	—	2,098
うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—

	60%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—
うちその他不動産関連向け	—	—	—

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—
うちADC 向け	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	919	—	276	115	1,312
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	3	—	—	3

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	6,055	—	—	—	—	6,055
取立未済手形	—	—	25	—	—	25
信用保証協会等による保証付	—	246	—	—	—	246
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—

ごあいさつ

JAバンク
静岡とは

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

(単位：百万円)

項 目	令和7年度						
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	428,736	—	—	—	—	—	428,736
外国の中央政府及び中央銀行向け	52,386	—	—	—	—	—	52,386
国際決済銀行等向け	1,854	—	—	—	—	—	1,854

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	63,458	—	—	—	—	—	—	63,458
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	3,874	—	—	—	—	3,874
地方公共団体金融機構向け	—	1,000	—	—	—	—	—	1,000
我が国の政府関係機関向け	—	8,949	2,489	—	—	—	0	11,438
地方三公社向け	536	—	—	—	—	—	448	984

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	10,235	1,862	—	—	—	—	—	12,097

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,205,381	17,515	—	500	—	—	—	1,005	2,224,402
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	500	1,102	—	500	—	—	—	0	2,103

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	160,323	261,686	10,850	—	—	112,951	—	—	10,312	556,124
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	11,889	—	11,889

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	228	189	14,927	15,345
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	7	—	—	1	7	20	—	48	—	0	85
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	43	—	51	17	—	164	—	0	276
うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—
うち事業用不動産関連向け	20	35	1,938	—	948	0	2,942

	60%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—
うちその他不動産関連向け	—	—	—

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—
うちADC 向け	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	527	—	563	135	1,226
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	2	—	—	2

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	5,400	—	—	—	—	5,400
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	201	—	—	—	201
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—

ごあいさつ

J A
バンク
静岡とは

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

5 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	3,131,787	62,145	41%	3,155,064	2,947,855	66,903	45%	2,975,734
40%～70%	242,283	1,127	41%	242,721	263,127	—	—	263,113
75%	11,924	49	100%	11,970	11,038	61	98%	11,096
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	15,445	1,991	54%	16,174	14,013	1,780	57%	14,757
90%～100%	115,321	2,037	51%	115,335	112,731	2,753	47%	113,289
105%～130%	2,106	—	—	2,106	2,103	—	—	2,103
150%	255	21	100%	276	1,596	45	100%	1,512
250%	11,752	—	—	11,752	11,889	—	—	11,889
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	250	0	100%	238	252	1	50%	236
合 計	3,531,127	67,373	42%	3,555,641	3,364,608	71,546	46%	3,393,732

信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、具体的な方法としては、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外

の主体で保証提供時に長期格付がAー又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBー又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位:百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,173	—	—	982	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	1,000	—	—	1,000	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	68	—	—	5,075	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	—	—	47	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	15	—	—	25	10	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	4,209	—	—	5,021	—
合 計	86	6,383	—	5,148	7,014	—

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

ごあいさつ

JAバンク
静岡とは

当会の考え方

業務のご案内

業績

自己資本の
充実の状況

組織

ご案内

索引

リスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価値に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

当会では、派生商品取引に関して商品別に運用限度額の設定を行い、設定された限度額の範囲内で運用するとともに、保有している派生商品の評価損益について日次でモニタリングを行い適正に管理しています。併せて、派生商品はロスカット基準を設定し、予期せぬ損失が発生しないよう管理しています。

なお、派生商品取引は、主としてヘッジ目的のために実施しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和6年度		令和7年度			
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位：百万円)						
	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
令和6年度						
(1) 外国為替関連取引	715	1,170	－	－	－	1,170
(2) 金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3) 金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4) 株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
(6) その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7) クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	715	1,170	－	－	－	1,170
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合 計	715	1,170	－	－	－	1,170
令和7年度						
(1) 外国為替関連取引	28	465	－	－	－	465
(2) 金利関連取引	103	178	－	－	－	178
(3) 金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4) 株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
(6) その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7) クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	132	643	－	－	－	643
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合 計	132	643	－	－	－	643

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし、0を下回らない）をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、証券化エクスポージャーを含む資産流動化商品について、商品ごとに格付機関の格付に応じて購入限度額や期間等の投資基準を設定し、運用しています。また、有価証券勘定で保有している証券化エクスポージャーについては、証券化エクスポージャーを含む有価証券の評価損益等について計測を行い管理しています。

体制の整備及びその運用状況の概要

体制の整備及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

証券化案件への投資を担当するフロント部署が投資案件の分析等を行い、リスク管理部署が外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンス等の信用リスクの変化等に係るモニタリングを

行っています。

なお、リスク管理委員会において、証券化案件に係る投資基準等について協議を行うとともに、モニタリング結果を報告しています。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、下表の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)	

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

1 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

2 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	5,718	—	2,260	—
	自動車ローン	30,285	—	30,739	—
	その他	2,372	—	1,360	—
	合 計	38,377	—	34,360	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
令和6年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	32,267	257	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	32,267	257	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和7年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	34,360	272	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	34,360	272	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「CVAリスク相当額」とは、相手方の信用力の変化に伴うエクスポージャーの時価変動リスクに対する所要自己資本額です。当会では、CVAリスク相当額の算出に「簡便法」を使用しており、主に為替

リスク等をヘッジするためのデリバティブ取引から発生しています。取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

マーケット・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続等の概要

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務戦略・組織体制・コンピュータシステム等の統制機能の不備、経営方針・手続・規定等の遵守及び管理ミス等に関連して発生するリスクのことです。

当会では、リスク管理の基本となるリスクマネジメント基本方針において、オペレーショナル・リスクとして、業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスク、コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスク、経営判断や個別業務の執行において法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生する法務リスク、評判の悪化や風説の流布（根拠のない噂の拡散）等により、信用が低下することから生じるレピュテーションリスク等を定義し、それぞれのリスクに応じたリスク管理を実施することとしています。

事務リスクについては、「コンプライアンス・マニュアル」に基づく法令・規制及び基準等の遵守、「自己検査実施要領」に基づく自己検査の実施、「事務ミス等の報告事務手続」に基づく迅速な対応と再発防止策の策定等により、事務リスクの軽減・未然防止を図っています。

システムリスクについては、「情報セキュリティ運用細則」・「情報システムセキュリティ管理要領」等に基づき、情報資産の安全性の確保とコンピュータシステムの運用管理を適切に行うことで、システムリスクの回避を図っています。

法務リスクについては、法令等の改正に伴う関連規定の速やかな変更と徹底、「金融法務等相談・リーガルチェック実施要領」に基づく弁護士・税理士等への相談により、リスクの軽減や違法行為等の未然防止を図っています。

レピュテーションリスクについては、「利用者サポート等管理細則」に基づき、取引先等の利用者からの苦情を受け付け、利用者の納得及び満足が得られるよう、迅速・誠実な対応をすることによりリスクの軽減を図っています。

上記の各リスク管理上のリスク情報については、リスク管理統括部署にて一元管理するとともに、リスクの状況・業務への影響等について必要に応じて役員及びリスク管理委員会へ報告し、対処方針を協議しています。

BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD C、

SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

有価証券勘定の株式については、株価が変動する価格変動リスクについて VaR によるリスク量の計測を行い、株式以外の資産の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営

体力を基準に設定されたリスク許容量を対比することにより管理しています。

また、株式を含む有価証券の評価損益等について日次にて計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

外部出資勘定の株式又は出資については、資産査定により価値の毀損の危険性を判別し、適切な管理に努めています。

1 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	18,555	18,555	23,823	23,823
非上場	223,676	223,676	223,685	223,685
合 計	242,231	242,231	247,508	247,508

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

2 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	1,437	1,431
売却損	—	96
償却額	—	—

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価益	9,225	14,350
評価損	152	129

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	264,984	304,286
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利の影響を受ける資産・負債（預け金、有価証券、貸出金、貯金等）が、金利の変動により利益の低下ないしは損失を被るリスクのことです。

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、「リスクマネジメント基本方針」及び関係規定に基づき、VaRによる金利リスクの計測及び銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の計測を行い、VaR計測した金利リスクは他の市場リスク及び信用リスクとともに経営体力を基準に設定したリスク許容量と対比することにより管理し、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち現在価値変動額（Δ

EVE）は経営体力を基準とした一定の範囲内にコントロールする管理をしています。

計測したリスクの状況については、リスク管理委員会において協議し、その協議結果を踏まえ、最適資産配分及び資金運用方針等をALM委員会において検討・協議しており、適切なリスク管理に努めています。

また、金利リスク低減を図るため、ヘッジ取引を活用する体制を整えています。

金利リスクの算定手法の概要

①VaR

分散共分散法によるVaR（信頼区間：99%、保有期間：預け金及び貸出金1年、有価証券等3か月）の計測を行っています。計測頻度は月次とし、計測対象は預け金・有価証券等・貸出金としています。

②銀行勘定の金利リスク（IRRBB）

農協法自己資本開示告示に定められた金利ショック下における銀行勘定の現在価値変動額（ΔEVE）及び金利収益変動額（ΔNII）の計測を行っています。計測頻度は月次とし、計測対象は金利感応度を有する資産・負債としています。なお、計測の前提は以下の通りとなっています。

- 流動性貯金の金利改定平均満期は1.065年となっております。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数通貨の集計方法については、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利ショックの設定上は不変としています。
- その他、内部モデルは使用しておりません。

〈金利リスクに関する事項〉

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	67,387	62,453	6,935	7,255
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	47,875	44,106		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	67,387	62,453	6,935	7,255
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和6年度		令和7年度	
		268,408		269,948	